

令和2年度事業計画

I 基本方針

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会(以下「当連合会」という。)は、公益目的事業の推進に積極的に取り組むこととする。

第1に、労働条件の確保・改善対策、労働災害防止・健康確保対策については、埼玉労働局、各労働基準監督署、各地区労働基準協会、労働災害防止団体及び埼玉産業保健総合支援センター(以下「埼玉産保センター」という。)と連携・協力して積極的に取り組むこととする。

埼玉県内の労働災害の発生状況は、昨年は死亡者数が33人と前年比3名減少したものの、休業4日以上死傷者数は6,117人と前年同期比(令和2年2月末現在)で65名増加となり、2年連続で六千人を超える状況となっている。

こうした中、当連合会では、3年目を迎える「埼玉第13次労働災害防止計画」(以下「埼玉第13次防」という。)の目標達成に向け、埼玉安全衛生表彰式、埼玉産業安全衛生大会をはじめとする各種事業の推進に積極的に取り組むこととする。

第2に、埼玉労働局の登録教習機関として、法定の各種技能講習・安全衛生推進者等養成講習を単独又は地区労働基準協会と連携して実施するほか、特別教育やその他の安全衛生教育等を適正に実施することにより、労働安全衛生法等関係法令の普及促進に努める。

第3に、(公社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部(以下「全基連支部」という。)等と連携して、適正な労働条件確保対策や「働き方改革」の推進に向けた各種支援事業を実施する。

II 実施事項

1 労働災害防止と健康保持増進対策

(1) 安全衛生関係技能講習等の適正な実施(注:()は昨年度計画数)

埼玉労働局の登録教習機関として、各種技能講習や安全衛生推進者等養成講習、特別教育のほか各種安全衛生教育、研修等の内容の充実を図るとともに、計画的な実施に努める。

また、リスクアセスメント導入のための実務研修やKYTトレーナー、さらにはKYTリーダー研修を実施し、事業場の安全衛生水準の底上げを図る。

講習の実施にあたっては、各地区労働基準協会と連携協力して行うとともに、事業場などからの出張講習の要請に対しても実施協力する。

講習事業の計画としては、年間延べ81回(84回)、受講者4,800人を目標に実施する。

① 技能講習・養成講習 60回 (62回)

② 特別教育・その他講習 21回 (22回)

(別表「令和2年度 技能講習等実施計画表」参照)

(2) 埼玉安全衛生表彰式の実施

① 令和2年7月3日(金) ブリランテ武蔵野にて開催予定(埼玉労働局と共催)

② 埼玉労働局長表彰、連合会長表彰を行う。

(3) 埼玉産業安全衛生大会の実施

① 令和2年11月5日(木) 埼玉会館小ホールにて開催予定。

② 基調講演、安全衛生特別講演を行う。

③ 埼玉労働災害防止関係団体等連絡協議会(以下「埼玉労災防協議会」という。)の事務局として、大会の開催・運営に協力する。

(4) 健康確保対策等の取組み

① メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度の導入等については、各関係団体と連携して周知、啓発活動をする。

② 埼玉産保センターと連携し、熱中症対策セミナーを開催する。(5月15日)

(5) 産業殉職者慰霊事業

産業災害物故労働者慰霊 参拝

(6) (公財)安全衛生技術試験協会関東安全衛生技術センターへの協力

① 埼玉地区出張特別試験については、日本ボイラ協会埼玉支部、日本クレーン協会埼玉支部、埼玉労災防協議会と連携して10月3日(土)に埼玉大学を会場として実施協力をする。

② 作業環境測定士試験案内及び労働安全・労働衛生コンサルタント試験案内と申請書の配布を行う。

2 働く方々の勤労意欲の向上

優良労働者表彰式を地区労働基準協会の協力を得て開催

① 令和2年11月20日(金) ブリランテ武蔵野にて開催予定。

② 各地区協会の推薦により表彰者約40名を予定。

3 全基連支部事業の実施協力(受託事業)

(1) 外国人技能実習制度関係者養成講習事業

・管理責任者等講習 ・技能実習責任者講習 ・技能実習指導員講習

・生活指導員講習 以上4コースの養成講習を9月に実施する。

(9月24日～25日、9月28日～29日)

(2) 受動喫煙セミナー事業

・受動喫煙防止セミナーの開催

(3) 大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

・セミナー開催協力

(4) その他受託事業

働き方改革推進支援事業等について全基連が受託した場合には、協力していく。

4 中央労働災害防止協会関連事業への協力

(1) 中小企業無災害記録証授与制度への協力

(2) 全国産業安全衛生大会【札幌市】(10月7日～9日)への勧奨、協力

(3) 各種広報啓発事業

5 広報活動等に関する事業

(1) 機関紙「労働基準ニュース」の定期発刊

機関紙「労働基準ニュース」を定期発刊(隔月)し、事業場に対して情報提供を行う。

労働基準行政の動きや関係法令改正事項等の周知を埼玉労働局の協力を得て行い、行政の動きや法令改正に関するものは、タイムリーに広報する。

(2) ホームページを活用した広報

ホームページをより見やすい内容にする等広報機能を充実させる。

また、実施事業・講習等の開催案内をタイムリーに行ない、受講者の拡大を図る。

6 関係行政機関・団体との連携

(1) 埼玉労災防協議会委員会の開催(7月3日、11月5日)

(2) 埼玉産保センター運営協議会への出席

(3) 関係行政機関や団体等と連携を確保し、各種事業等の円滑かつ効果的な実施を図る。

7 理事会・総会等

(1) 定時総会 令和2年6月12日(金) ブリランテ武蔵野

(2) 理事会 令和2年5月15日(金) ブリランテ武蔵野

令和2年6月12日(金) ブリランテ武蔵野

令和3年3月19日(金) 連合会研修室

(3) 地区協会専務理事・事務局長会議(8月、12月)

8 連合会の運営基盤強化

(1) 事務処理体制の整備

(2) 講習環境の整備

令和2年度 技能講習等実施計画表(案)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(一社)埼玉労働基準協会連合会

事項	年 月 区 分	令和2										令和3				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
技能 養成講習	プレス機械 作業主任者技能講習		○熊谷								○所沢		○熊谷		○川口	4
	木材加工用機械 //			◎												1
	乾燥設備 //		◎		◎			◎		◎					◎	5
	特定化学物質及び四アルキル鉛 //		◎ ○熊谷	○川口	○行田	○浦和			◎	○熊谷	○浦和	○川口 ○所沢			◎	11
	第3号議案 //								◎							1
	有機溶剤 //	◎	○川口		○浦和 ○所沢	○行田	○川越	◎ ○川口	◎	○行田	◎	○浦和				12
	鉛 //														◎	1
	酸素欠乏・硫化水素危険 //	◎		○浦和	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		9
	安全衛生推進者養成講習(2日)			○川口 ○熊谷	○大宮 ○川越	○春日部	○所沢 ○行田		○浦和	○大宮		○浦和				10
	衛生推進者養成講習(1日)		○浦和		○大宮 ○川口		○熊谷 ○所沢								○春日部	6
特別教育	産業用ロボット教示・検査等業務		◎										◎			2
	高圧電気取扱業務			◎												1
その他研修・講習	安全管理者選任時研修	○熊谷		◎		○浦和				○川口 ○春日部		○熊谷	○浦和			7
	リスクアセスメント社内リーダー養成研修			◎							◎					2
	KYTトレーナー研修(2日)				◎					◎			◎			3
	KYTリーダー研修(1日)			◎				◎				◎		◎		4
備受講習	(第1種)衛生管理者受検準備講習				◎	◎										2

◎は、連合会、○は地区協会との連携により実施